

早見表付きで分かりやすい！

社会保険〇〇万円の壁 簡単図解 ミニブック

社会保険・税金などの年収の壁

年収の壁の早見表

	100万円以下	100万円超	103万円超	106万円以上	130万円以上	150万円以上	150万円以上
社会保険料	かからない	かからない	かからない	対象者のみかかる	かかる	かかる	かかる
所得税	かからない	かからない	かかる	かかる	かかる	かかる	かかる
住民税	かからない	かかる	かかる	かかる	かかる	かかる	かかる
配偶者控除	対象	対象	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
配偶者特別控除	—	—	対象	対象	対象	減少	外れる

※図は2025年1月時点の内容です。

※年収103万円の壁は、令和7年税制改正大綱においては、合計123万円へ引き上げられる予定となっています。

103万円・150万円の壁

- ・交通費は含まない
(※15万円/1ヶ月までの交通費が非課税)
- ・賞与や残業代なども含む金額

106万円の壁

- ・交通費は含まない
- ・基本給・諸手当のみの金額
(賞与や残業代なども含まない)

130万円の壁

- ・交通費も含まれる
- ・標準報酬月額で計算
(賞与や残業代なども含む)

106万円の壁と130万円の壁について

106万円の壁について

下記の条件をすべて満たした場合、社会保険（加入制度：厚生年金保険・健康保険）に加入する必要があります。

実際は106万円ではなく、月額賃金が8.8万円（106万円÷12カ月）を超えるかどうかで判断となります。

- ・週の所定労働時間が20時間以上
- ・賃金が月額8.8万円以上
- ・雇用期間の見込みが2カ月以上
- ・学生ではない
- ・事業所の従業員数が51人以上

なお、2026年10月から収入金額の要件を撤廃、2027年10月からは事業所の規模要件を撤廃する方針となっています。一方で、「週の所定労働時間が20時間以上」「雇用期間の見込みが2カ月以上」「学生ではない」の要件は維持される予定です。

130万円の壁について

106万円の壁に該当しなかった場合でも、年収が130万円を超えた場合は、勤務先の社会保険に入るか、もしくは国民年金・国民健康保険に入る必要があります。

社会保険の扶養範囲内である配偶者の年収130万円には、交通費が含まれます。

そのため、年収が130万円以下かどうかを計算する際は、交通費・通勤費として支給される金額も加えて計算する必要があります。

なお、パートやアルバイトで働く人が繁忙期に労働時間を延ばすことで一時的に収入が上がって年収130万円を超えた場合でも、事業主がその旨を証明すれば扶養に入り続けられます。



もっと詳しく！おすすめのガイド

健康保険・厚生年金保険 実務ハンドブック



社会保険の手続きは資格取得時・喪失時のみでなく、産休・育休の取得時などさまざまなシーンで発生します。本資料では、健康保険・厚生年金保険の基本ルールをはじめ、手続きの仕方やよくあるミスへの対処方法について解説します。

ダウンロードする



被用者保険の適用拡大で、 企業が対応すべき5つのこと



一部の短時間労働者も社会保険の加入対象とする「被用者保険の適用拡大」。2024年10月からも対象となる企業が段階的に拡大しました。この資料では法的な変更点だけでなく、企業が対応すべき実務内容と注意点について解説します。

ダウンロードする

